

愛生苑短期入所生活介護重要事項説明書 (介護予防)

1. 事業者の概要

(1) 事業者

法人名 社会福祉法人 永世会
 所在地 坂出市西庄町 79 番地 1
 電話番号 (0877) 45-8880
 代表者職氏名 理事長 上里 好子
 設立年月日 平成 7 年 6 月 19 日

(3) 設備の概要 (介護給付と共用)

利用定員 20 名
 4 人用居室 2 室
 2 人用居室 4 室
 1 人用居室 4 室
 浴室 一般浴槽・特殊浴槽
 静養室 1 室
 医務室 1 室
 食堂 1 室
 機能訓練室 1 室

(2) 提供できるサービスの種類

名称 愛生苑短期入所生活介護事業所
 所在地 坂出市西庄町 79 番地 1
 種類 介護予防短期入所生活介護
 指定番号 香川県 3770300147 号

(4) 職員体制

職種	員数
管理者	1 名
医師	1 名
栄養士	1 名以上
生活相談員	1 名以上
介護職員又は看護職員	常勤換算 7 名以上
機能訓練指導員	1 名以上
歯科衛生士	1 名以上

2. 事業者が提供するサービスについての相談窓口

担当者 生活相談員 電話 (0877) 45-8880 [午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分]

3. サービス内容

介護予防短期入所生活介護計画に沿って、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ① 食事 栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
 (朝食) 7 時 50 分～ 9 時 00 分 (提供基準時間 7 時 50 分)
 (昼食) 11 時 45 分～13 時 00 分 (提供基準時間 12 時 00 分)
 (夕食) 17 時 30 分～18 時 30 分 (提供基準時間 17 時 45 分)
- ② 入浴 週最低 2 回、入浴又は清拭を提供します。必要に応じて特殊浴槽を使用しての入浴ができます。
- ③ 日常生活の支援 希望や状態に応じ、適切な介護予防サービスを提供します。
- ④ 機能訓練 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 生活相談 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- ⑥ 健康管理 利用初日に簡単な健康チェックを行います。
- ⑦ 送迎 事業者の車輛により行います。ただし、送迎可能時間は 8 時 30 分～17 時です。
 範囲：坂出市（島しょ部を除く）
 宇多津町
 ご家族による送迎での入退所受入可能時間は、8 時～19 時 30 分です。
- ⑧ 理美容 理美容サービスを実施しております。
 ボランティア以外の理美容サービスには別途料金（実費）がかかります。
- ⑨ 口腔ケア 利用者の状況等に合わせて、必要な口腔ケアを適宜支援します。歯ブラシなどの個人的なケア物品には別途料金（実費）がかかります。
- ⑩ その他 レクリエーション、喫茶、クラブ、特別食の提供など

4. 料金

- ・基本料金および加算等は厚生労働大臣の定める基準に準ずるものとします。【別紙】に定める料金に変更があった場合は、事前に文書又は電磁的方法(電子メール等)にて通知します。
- ・要介護認定申請中にご利用される場合は、認定後の要介護度に基づいた料金を、申請日に遡って請求させていただきます。なお認定の結果、非該当(自立)となった場合、ご利用は結果が確認される日までとし、料金は「要支援 1」の 10 割負担額を請求させていただきます。利用者負担割合は、「介護保険負担割合証」の内容が優先になります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合の超過額、保険料の滞納等により保険給付金が事業者に支払われない場合は全額をご負担いただきます。

(1) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

以下の場合には利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が前日までに中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・入所中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

(2) 支払方法

利用当該月分を翌月 27 日（金融機関休業日の場合は直近の次営業日）に口座振替とさせていただきます。

取引金融機関はマリンネット代金回収サービスに定める提携金融機関となります。

利用当該月の翌月 20 日までに請求書を発行し、振替後、領収書を発行いたします。なお、口座振替手数料として、ゆうちょ銀行 10 円（税別）、その他金融機関 100 円（税別）をあわせて引き落としさせていただきます。

また、1ヶ月毎（月末締）の現金払いもできます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用期間決定後契約を締結し、サービスの提供を開始します。ただし介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センター担当者もしくは担当介護支援専門員に相談することにより介護予防サービス計画の内容に基づきサービスの提供を開始することができます。

(2) サービスの終了

①利用者の都合によりサービスを終了する場合

実際に介護予防短期入所生活介護を利用中でなければ、文書での申し出によりいつでも解約できます。この場合その後の予約は無効となります。

②事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護予防給付でサービスをうけていた利用者の要介護認定が非該当と認定された場合
- ・介護予防給付でサービスをうけていた利用者の要介護認定が要介護（1～5）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④その他

- ・次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - 1) 利用者がサービス利用料金の支払を1ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず5日以内に支払わない場合
 - 2) 利用者または家族などが事業者や事業者のサービス従業者又は他の利用者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合、利用者また家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

6. 事業者のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・利用者の心身機能の改善、環境調整を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービスの提供を行います。
- ・利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。

(2) サービス利用にあたっての留意事項

設備及び器具を利用するときは、職員の指示により利用してください。特に火気の取り扱いに注意し、喫煙は定められた場所でのみおこなってください。

(3) 身体拘束等の適正化について

施設の従業者は、介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録いたします。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容体に変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

(病院名)

(電話番号)

主治医

(主治医名)

緊急連絡先

(氏名)

(続柄)

(電話番号)

8. 事故発生時の対応

利用者に事故があった場合は、利用者の生命、身体の安全を最優先に対応したうえで、速やかに市町村、地域包括支援センターとご家族の方に連絡をとります。その後、事故にいたる経緯や事情を利用者やご家族に説明します。事故原因に応じて、事故防止対策を検討し、事故責任が施設等にあることが判明した場合は速やかに損害賠償を行います。

9. 非常災害対策

消防法に規定する防火管理者を設置しております。消火、通報及び避難の訓練を年2回実施しています。

10. 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定、研修及び訓練を実施しています。

11. 感染症予防及びまん延防止について

感染症予防及びまん延防止のための訓練、研修を年2回実施しています。

12. 虐待防止について

管理者を虐待防止の担当者とし、虐待防止検討委員会の設置し、指針に基づき虐待の防止の徹底をおこないます。虐待防止のための従業員に対する研修を年1回実施するとともに、新規採用時には虐待の防止のための研修を実施しています

13. サービス内容に関する苦情

(1) 事業者相談窓口

担当 生活相談員

電話 (0877) 45-8880

(2) その他窓口

香川県健康福祉部長寿社会対策課	高松市番町四丁目1番10号	電話 (087) 832-3266
香川県社会福祉協議会	高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター5階	(087) 861-0545
香川県国民健康保険団体連合会	高松市福岡町2丁目3番2号	(087) 822-7453
坂出市かいご課	坂出市室町2丁目3番5号	(0877) 44-5090
宇多津町保健福祉課	綾歌郡宇多津町1881	(0877) 49-8001
第三者委員 木村 敦子	坂出市江尻町576番地	(0877) 46-0206
第三者委員 船井 康雄	坂出市旭町2丁目1番11号 室町タウン東	(0877) 85-8945

愛生苑短期入所生活介護事業所のサービス提供にあたり、利用者に対して重要事項説明書(介護予防)に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 坂出市西庄町 79 番地 1

名称 社会福祉法人 永世会 ㊦

説明者

所属 愛生苑短期入所生活介護事業所

氏名

私は、重要事項説明書(介護予防)の説明を受け、了承しました。なおサービス担当国会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を提供することに同意します。

利用者

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名

愛生苑短期入所生活介護重要事項説明書(介護予防)【別紙】

(1) 介護サービス料金

利用者負担割合は、「介護保険負担割合証」の内容が優先になります。

	介護保険負担割合 (1割)	介護保険負担割合 (2割)	介護保険負担割合 (3割)
要支援1	451【442】円/日	902【884】円/日	1,353【1353】円/日
要支援2	561【548】円/日	1,122【1096】円/日	1,683【1683】円/日

※30日以上連続して利用された場合は長期利用の適正化のため【】内の金額に変更となります。

・当施設の体制やご本人様の状況等により、以下の加算を算定させていただきます。

	負担割合 (1割)	負担割合 (2割)	負担割合 (3割)	
機能訓練加算	12円/日	24円/日	36円/日	常勤の機能訓練指導員を配置
個別機能訓練加算	56円/日	112円/日	168円/日	機能訓練指導員より直接機能訓練を受け、3ヶ月毎に居宅を訪問し、進捗状況等を説明している場合
生活機能向上連携加算(Ⅰ) ※3月に1回	100円/月	200円/月	300円/月	理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し助言を受けた上で個別機能訓練計画を作成
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200円/月	400円/月	600円/月	他事業所・医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の訪問を受け、共同して個別機能訓練計画書を作成した場合
認知症行動・心理症状緊急利用加算	200円/日	400円/日	600円/日	認知症の行動・心理症状により医師の指示を受け、緊急に利用した場合(7日を限度)
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日	若年性認知症入所者に対してサービスを行った場
送迎加算	184円/日	368円/日	552円/日	居宅と事業所との間の送迎を行った場合
療養食加算	8円/食	16円/食	24円/食	医師が発行した食事箋に基づき、療養食を提供した場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	6円/日	9円/日	認知症高齢者の占める割合が50%以上あり、認知症介護に係る専門的な研修を終了している職員を一定以上配置
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	8円/日	12円/日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了した職員を1名以上配置
口腔連携強化加算	50円/月	100円/月	150円/月	口腔の健康状態の評価。評価したものを歯科医療機関、介護支援専門員に情報提供(1月に1回限り)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	44円/日	66円/日	介護福祉士の占める割合が80%以上又は勤続10年以上35%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	36円/日	54円/日	介護福祉士の占める割合が60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日	12円/日	18円/日	介護福祉士の占める割合が50%以上又は常勤職員75%以上、又は勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円/月	200 円/月	300 円/月	（Ⅱ）要件満たし、データによる成果の確認。見守り機器の複数導入
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円/月	20 円/月	30 円/月	委員会の開催、見守り機器の1つ以上の導入、データの提供
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	8.3%	8.3%	8.3%	介護サービス料に割合を乗じた金額（R6年5月31日まで）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	2.7%	2.7%	2.7%	介護サービス料に割合を乗じた金額（R6年5月31日まで）
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%	1.6%	1.6%	介護サービス料に割合を乗じた金額（処遇改善加算Ⅰ～Ⅲいずれかを算定している場合）（R6年5月31日まで）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	14.0%	14.0%	14.0%	介護サービス料に割合を乗じた金額（R6年6月1日から）

(2) その他の料金

①滞在費

滞在中にかかる1日あたりの費用です。（居室料および光熱水費）

個室 1,209 円【R6年8月より 1,231 円】

多床室 882 円【R6年8月より 915 円】

②食費

利用者に提供する食事にかかる1日あたりの費用です。

1,580 円（朝食 330 円 昼食 650 円 夕食 600 円）

③介護保険適用外送迎費

一. 居宅以外の場所からの入退所の場合

（範囲）3. サービス内容⑦に準ずる （料金）片道 1,840 円

二. 利用者の希望による外出等（付添職員1名につき）及び3. サービス内容⑦より2kmを超えた入退所送迎に加算される費用

（範囲）5 km以内 （料金）片道 500 円

5 kmを超え 10 km以内 片道 1,000 円

10 kmを超え 20 km以内 片道 2,000 円

希望日の3日前までにお申し出ください。

急遽の場合や20kmを超える送迎は対応しかねますのでご了承ください。

④理美容費

ボランティア以外の理美容サービスには実費がかかります。

⑤その他実費

レクリエーション費、喫茶利用費、クラブ材料費、送迎に係わる全ての有料道路代
電化製品持込費（1製品につき500円）、テレビ貸出費（1日30円）、口腔ケア必要物品

⑥キャンセル料

医師の指示による急遽の受診や絶食を除き、指定の時間までに連絡をいただけない場合は、食事代のキャンセル料が発生します。

キャンセル料	キャンセル可能最終時間
朝食 330 円	前日 20:00
昼食 650 円	当日 9:00
夕食 600 円	当日 15:00

(3) 利用者負担額の軽減措置

・特定入居者介護サービス費（日額）

※6年8月からは【 】内の金額に変更となります。

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費		300	600	1,000	1,300	1,580
居住費	個室	320 【380】	420 【480】	820 【880】	820 【880】	1,209 【1,231】
	多床室	0	370 【430】	370 【430】	370 【430】	882 【915】

・高額介護サービス費、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度等があります。